

民進

Minshin Press (民主改題)

号外 静岡3区版
平成29年3月25日号

民進党 民進プレス編集部
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-1

電話 03-3595-9988(代表)

メール press@dpj.or.jp

URL https://www.minshin.jp

明日の日本 生活が第一

～ 協同・連帯 共生・安心 ～

衆議院議員

民進党静岡県第3区総支部長



小山のぶひろ

氏に訊く

経済・技術安全保障体制の構築を急げ！

平成二十九年は東芝コム規制違反事件から三十年の節目の年です。東芝コム事件は、軍民両用技術について十分な認識のなかった当時の東芝がスクリーンの研磨機をソ連に輸出した事件でした。スクリーン音で潜水艦の位置を補足していた当時、大陸間弾道ミサイルSLBM搭載の潜水艦の位置補足を困難にしかねないため、米国の安全保障に重大な影響を及ぼすと批判されたのです。コム規制違反、国内法の外為法違反に問われた事件で、日米関係の悪化をも招いた事件でした。三十年後の今日、コム規制はワッセナー協約と名を変えて存在し、外為法も存在しています。しかし、日本からの技術移転規制が十分に整備されたとは言えず、二〇〇三年には米国上院において、脱北技術者が「北朝鮮のミサイル製造に使用される物資・技術の九十%は日本製である」と証言し、大きな話題となりました。

現在、軍事安全保障に対する国民的関心は高いものの、技術移転、経済安全保障に対する国民的関心は高いとはいえません。高いレベルにある日本の軍民両用技術が流出すれば、日本にとって脅威となる国々の軍事力増強に利用され、日本の軍事安全保障にも悪影響を及ぼしかねません。また、脅威に對抗するため、日本の防衛費の増大をも招きます。米国は国家安全保障法等により、国務省のみならず国防省も含めた他省庁にまたがる技術移転に関する協議体を法定化し、機微技術について多角的に検証を行っています。また、外資による直接投資を通じて技術移転を防止する法令と輸出による技術移転を防止する法令を分け、厳しく監視しています。一方で、日本では外為法のみによる規制であり、機微技術流出に係る監視については、経産省が他省庁と協議をおこなっているとするものの、協議や協議体は法律で義務付けられておらず、経済的利得が優先しやすいとの批判もあります。また、技術移転に対する国内の認知・理解の点についても課題がある。また、大企業を含め、外為法に対する国民的認知度は十分に高いとはいえ、不慮の事件も発生も招きかねません。

日本を取り巻く安全保障環境・経済環境が変化し、シャープのように外資による日本の軍民両用技術を有する企業の買収事案も発生する中、経済合理性を勘案しつつも、適切な規制により、軍民両用技術の不用意な移転を防がなければなりません。日本でも米国のように、①買収など資本取引を取り扱う規制法と物品を取り扱う規制法に分けること、②経産省のみならず他省庁にまたがる技術移転に関する事案を協議する法定の協議体を設置することが必要と思います。

衆議院議員

小山 展弘